

### 「大網白里市家庭ごみの出し方」(平成31年度版)に有料広告を掲載してみませんか

市では、平成31年度発行分の家庭ごみの出し方(以下「ごみの出し方」という)に広告を掲載するにあたり、広告主を募集します。

- ▼対象 市内に事業所、店舗等を有する事業者
- ▼広告規格等
  - ・ 広告内容は、各企業・事業者の宣伝に関するもの
  - ・ 広告の掲載位置は、ごみの出し方6ページ下段(最終ページ)
  - ・ 広告の印刷色は、カラーまたは単色
  - ・ 広告規格、発行予定部数および掲載金額は別表のとおり
- ▼申込多数の場合は、抽選とし、抽選順位で左から右へ順に並べて配置。なお、掲載枠が満たない場合も、抽選順位により同様に配置。
- ・ 広告枠は、1事業者につき1枠。ただし、応募数が掲載枠に満たない場合は、複数の掲載枠を使用できる。
- ▼申込方法 II 「広告掲載申込書」に必要事項を記入し書類を添付の上、地域づくり課に提出(郵送では受付できません)
- ▼提出書類 II 広告掲載申込書、広告記載案(デザインがわか

### 市指定可燃ごみ袋外装袋に有料広告を掲載してみませんか

市では、可燃ごみ用指定袋包装用外装袋(平成31年度製造分)(以下「外装袋」という)に広告を掲載するにあたり、広告主を募集します。

- ▼対象 II 市内に事業所、店舗等を有する事業者
- ▼広告規格等
  - ・ 広告内容は、各企業・事業者の宣伝に関するもの
  - ・ 広告の掲載位置は、外装袋の表面
  - ・ 広告の印刷色は黒1色
  - ・ 掲載期間は、可燃ごみ用指定袋(平成31年度製造分)が販売開始される時から売切れるまでとします(店頭販売は前年の在庫終了後となりますのでご了承ください)
  - ・ 広告の規格、印刷予定組数、枚数および予定価格は別表のとおりとし、申請にあたっては予定価格を下回らないこと
- ▼申込方法 II 「広告掲載申込書、希望枠用紙」に必要事項を記入し、地域づくり課窓口へ提出(郵送では受付できません)
- ▼提出書類 II 広告掲載申込書、希望枠用紙(デザインがわか

#### ●別表: 広告規格等

種類	広告の大きさ(縦×横)	印刷組数(予定)	募集枠	予定価格
特大	10cm×20cm	127,300組	1	7万1千円
大	10cm×15cm	124,300組	1	6万9千円
小	8cm×13cm	43,400組	1	2万4千円

※印刷組数については、増減する場合がありますのでご了承ください。  
 ※申込多数の場合は、より高い価格を提示した企業・事業所を選定します。また、申込金額が同額の場合は抽選により企業・事業所を決定します。

## ごみの出し方に注意!

ご家庭から排出されるごみについて、市民の皆さんから「指定されたごみ袋に入れないで置かれている」「ごみ袋からはみ出している」「分別されていないごみが置かれている」といった、ごみ出しのルール・マナー違反に関する相談が多く寄せられます。

ごみを出すときは、近所の方の迷惑とならないよう、ごみ出しルールをしっかりと守りましょう。

なお、ごみは必ず収集日の朝8時までに集積所に出してください。収集後に出されたごみは収集できません。

問地域づくり課環境対策班  
 ☎0475(70)0386



募集締切 II 11月22日(木)  
 詳細は大網白里市有料広告掲載要綱等をご確認ください。  
 問地域づくり課環境対策班  
 ☎0475(70)0386

#### ●別表: 掲載規格等

広告規格	縦4.0cm×横6.0cm 4枠
発行予定部数	平成31年度版 24,000部 日本語版に掲載する。
掲載金額	1枠当たり24,000円

### 市民セミナー 「異常気象と地球温暖化を考える」

近頃「今までに経験したことのないような集中豪雨が予想される」、「今までに経験したことのないような高温になる」といったニュースを頻りに耳にするようになりました。一方で、地球の温暖化は間違いなく進んでいます。

この異常気象と地球温暖化をテーマとして専門家を迎えた市民セミナーを開催します。世界中、日本中、また、市民レベルでも関心が高まっており、その対応が求められています。この機会に皆さんも一緒に考えてみませんか。

日時 II 12月1日(土)13時30分～15時40分  
 会場 II 保健文化センター3階ホール  
 ▼対象 II 高校生以上(小中学生へは、別に出席講座のプログラムがあります)  
 ▼内容  
 ・「地球温暖化ってどういうこと?」中村仁氏(千葉県C

○2020スマート講座講師(地域づくり課職員)  
 問エコマリン大網/橋本  
 ☎090(8428)0887  
 地域づくり課環境対策班  
 ☎0475(70)0386

### 動物による危害防止対策強化月間

11月は「動物による危害防止対策強化月間」です。次のことに注意して、動物による事故や迷惑を防止しましょう。

- ・一部のサル、ヘビなどの特定動物を飼う場合は、あらかじめ保健所長の許可が必要です。
- ・ペットがいなくなったときは、すぐ探し、保健所、警察、動物愛護センターに電話等で届け出ましょう。
- また、迷子札をつける、動物病院で「マイクロチップ」を装着するなどして、飼い主がわかるようにしておきましょう。
- ・動物は責任をもって最後まで面倒をみましょう。やむを得ない事情で飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは飼い主探しをお手伝いします。
- ・動物愛護センターでは、定期的に「犬の飼い方・しつけ方教室」を開催しています。また、動物愛護やしつけ方、動物由来感染症などについて、学校、地域の勉強会に講師を派遣します。

- ・飼いが人をかんだ時は保健所へ届け出し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないか獣医師の検査を受けさせてください。
- ・犬を飼う場合は、事故を起こさないようしつけと飼育方法をすることが重要です。
- ・公園なども含め、犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制止できる人が、短い引き綱で行いましょう。
- ・犬は来訪者の届かない場所につなぎましょう。また、門や玄関から犬が飛び出さないよう注意してください。
- ・犬の登録と年1回の狂犬病予防接種は、法律に定められた飼い主の義務です。
- ・猫は屋内で飼いましゅう。糞尿や鳴き声による被害を防止でき、感染症や交通事故等の危険から猫や人を守ることができます。
- ・犬猫合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要です(9日齢未満の犬猫を除く)。

- ・犬猫合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要です(9日齢未満の犬猫を除く)。
- ・犬猫合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要です(9日齢未満の犬猫を除く)。
- ・犬猫合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要です(9日齢未満の犬猫を除く)。
- ・犬猫合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要です(9日齢未満の犬猫を除く)。
- ・犬猫合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要です(9日齢未満の犬猫を除く)。
- ・犬猫合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要です(9日齢未満の犬猫を除く)。
- ・犬猫合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要です(9日齢未満の犬猫を除く)。
- ・犬猫合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要です(9日齢未満の犬猫を除く)。
- ・犬猫合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要です(9日齢未満の犬猫を除く)。
- ・犬猫合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要です(9日齢未満の犬猫を除く)。

## 放射線量測定結果

放射線量1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上(測定高1m)が放射性物質の除染を必要とする国の基準です。

●大気(10月4日、9日測定)

単位: マイクロシーベルト/時

測定場所	測定高1m	測定高50cm	測定場所	測定高1m	測定高50cm
季美の森小学校	0.05	0.05	増徳中学校	0.04	0.04
大網小学校	0.05	0.05	白里中学校	0.06	0.05
大網東小学校	0.04	0.04	第1保育所	0.04	0.04
瑞徳小学校	0.05	0.05	第2保育所	0.04	0.04
増徳小学校	0.05	0.05	増徳保育所	0.04	0.04
増徳北小学校	0.08	0.08	大網幼稚園	0.05	0.05
白里小学校	0.08	0.07	瑞徳幼稚園	0.06	0.06
大網中学校	0.05	0.05	増徳幼稚園	0.06	0.06
			白里幼稚園	0.04	0.04

問地域づくり課環境対策班 ☎0475(70)0386

### 住宅用省エネルギー設備等設置費の補助

住宅用省エネルギー設備等を設置した方に、設置費用の一部を補助しています。対象の方は申請してください。

- ▼受付締切 II 平成31年3月4日(月)
- ※予算額に達し次第締め切り。
- ▼対象
  - ・太陽光発電システム(最大出力1kWあたり2万円、上
  - ・省エネルギー設備(限9万円)
  - ・設置用リチウムイオン蓄電システム(上限10万円)
- ▼申請方法 II 太陽光発電システム等の設置後に、地域づくり課窓口で申請(郵送での受付不可)。
- 詳細は問い合わせください。
- 問地域づくり課環境対策班  
 ☎0475(70)0386

### PCB使用安定器の掘り起こし調査を実施

電気機器に使用されたPCB(B:ポリ塩化ビフェニル)は、廃棄物の適正保管・期間内処理が義務付けられています。業務用・施設用蛍光灯器具の一部には、PCB使用の安定器があり、その処理期間は平成35年3月31日までです。

- 未処理のPCB使用安定器の把握のため、千葉県では10月よりアンケート調査を実施しています。調査対象者には調査用紙が送付されますので、回答をお願いします。
- ▼対象 II 昭和52年3月以前に建てられた事業用建物の所有者
- ▼調査内容 II PCB使用安定器の有無ほか
- 問県廃棄物指導課  
 ☎043(223)4344